



川 端 千 暁
 商学部助教
 大阪府出身
 関西学院大学商学研究科 博士（商学）

キーワード

職業的専門家としての正当な注意, 監査基準,
 監査人の法的注意義務, 判例分析

法的注意義務と監査基準

—— Maduff Mortgage 社事件の判例分析 ——

川 端 千 暁

節では、Maduff Mortgage 社事件についての先行研究を紹介し、本事件の社会への影響を説明する。次に第3節では、Maduff Mortgage 社事件の裁判の経緯と概要について説明する。さらに、第4節では、Maduff Mortgage 社事件における法的注意義務について検討する。最後に、第5節において小括として本研究で検討した内容を概観する。

(2) Porter (2014) のフレームワークと研究課題

監査人の注意義務は、その規範を定める主体によって異なる規範が（理論的に）存在するはずである。すなわち、裁判所が規定する法的な注意義務と監査基準設定主体が規定する職業的専門家としての正当な注意である。これらの2つの規範（またはその水準）は、同一のこともあれば、異なることもある。本研究では、この規範の間に差分が生じている状態を解釈するために、Porter (2014) の分析的枠組みを利用する。

Porter (2014) は、財務諸表監査の利用者である投資家の観点から、このような裁判所と監査基準設定主体の規範の水準の間の差分を「監査基準の欠陥」と呼んでいる。図表1に示すPorter (2014) の枠組みにおいては、Cohen 委員会の期待ギャップ概念を精緻化する意図で、「監査人が不十分なパフォーマンスを行っていると社会が考える水準」と「社会が監査人に過剰に期待する水準」の差分を「監査における期

1. はじめに

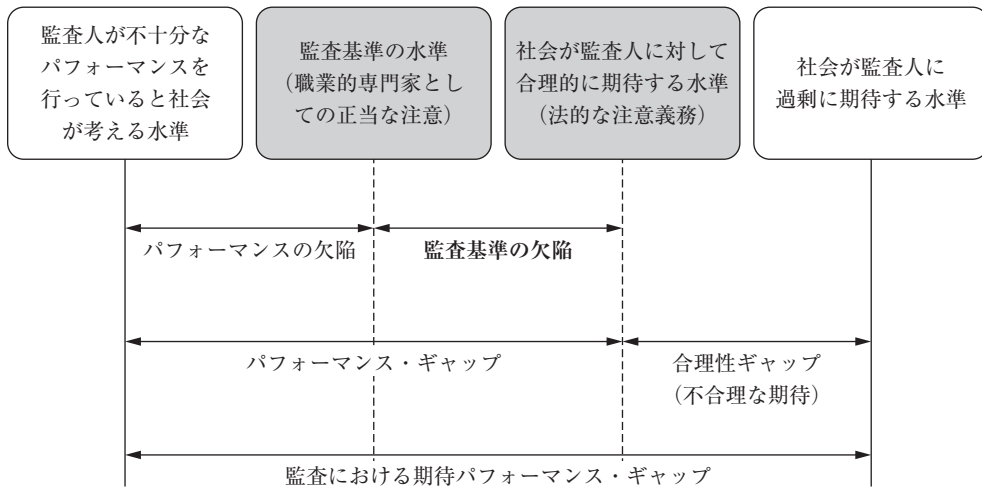
(1) 研究の背景と研究課題

本研究では、1980年代から1990年代にかけての米国における判例である Maduff Mortgage 社事件を分析する。Maduff Mortgage 社事件判決は、オレゴン州におけるコモン・ローの判決である⁽¹⁾。本事件の判決では、横領を見逃した監査事務所に対して注意義務違反が認められた。先行研究は、この事件の控訴審裁判所の判決において監査基準への準拠と法的注意義務の関係が示されたと考えている。

本研究は、このような判例を分析する枠組みを提示するとともに、当該枠組みに基づいて、監査基準に準拠しても注意義務違反を裁判所が認めることはあるかについて検討することを目的とする。

以上の目的を達成するために、次項では Maduff Mortgage 社事件を分析するための理論的枠組みを紹介し、研究課題を提示する。第2

図表1 監査における期待—パフォーマンス・ギャップの構造



(出所) Porter (2014), p. 44より作成

待—パフォーマンス・ギャップ」として識別したうえで、そのギャップを3つに分類している。

まず、この期待—パフォーマンス・ギャップは、不合理な期待を意味する合理性ギャップとパフォーマンス・ギャップによって構成されている。パフォーマンス・ギャップは、「社会が監査人に対して合理的に期待する水準」と「監査人が不十分なパフォーマンスを行っている」と「社会が考える水準」の差分である。

次に、パフォーマンス・ギャップは、パフォーマンスの欠陥により生じるギャップと監査基準の欠陥により生じるギャップに分かれる。監査人が既存の監査基準に準拠していなかったことは、監査基準の水準と監査人が不十分なパフォーマンスをしていると社会が考えている水準の間にギャップがある状態（パフォーマンスの欠陥）を示している。

さらに、パフォーマンス・ギャップのうち、パフォーマンスの欠陥を除いた部分は、監査基準の欠陥と呼ばれる。これは、監査専門職団体によって明示される「監査基準の水準（職業的専門家としての正当な注意）」を上回る「社会

が監査人に対して合理的に期待している水準（法的な注意義務）」との差である。ここで、米国では法的な注意義務が社会における合理的な期待と一致することに注意されたい。

この「監査基準の欠陥」は、監査基準を改訂することにより解消されるように監査基準設定主体は努力する必要があるが、このような解消前には、監査専門職団体によって明示される「監査基準の水準（職業的専門家としての正当な注意）」を満たすものの、「社会が監査人に対して合理的に期待している水準（法的な注意義務）」を満たさない事例が存在する可能性がある。

このような事例に本研究は焦点をあてている。すなわち、本研究の研究課題は、Maduff Mortgage 社事件の判例分析を通じて、職業的専門家としての正当な注意を行使していたとしても、監査基準の欠陥がある場合に、監査人が法的責任を負う事例（逸脱事例）が存在していたかを明らかにすることにある。

2. 先行研究と同事件に対する社会の反応

(1) Maduff Mortgage 社事件の先行研究

Maduff Mortgage 社事件は法学の研究者によって主に研究が行われてきた。そのため、Buckless and Peace (1993) は、会計学における論文で Maduff Mortgage 社事件について触れた数少ない論文の1つといえる。同論文は、「控訴審裁判所の判決の調査は、裁判で提示された監査基準の証明力 (probative value) に関して不確定であるという結論を導く」とコメントしており、監査基準に従っても監査人の責任が完全に免除されるわけではない例として、Maduff Mortgage 社事件を挙げている。

Maduff Mortgage 社事件は、会計学の論文というよりは、法学者の興味を集めてきた。以下では、Maduff Mortgage 社事件を取り上げた法学者の見解を紹介する。いくつかの研究は Buckless and Peace (1993) と同様に、監査基準の証明力が不確定なものであることに焦点を当てている。Sinacori (1993) は、他の最近の判決では、監査基準および会計基準への準拠は職業専門家としての合理的な注意を行使したことについての証拠となるが、確証的なもの (conclusive) ではないと考えられていることを指摘している (p. 247)。Frank et al. (2001) も、Maduff Mortgage 社事件において、監査基準への準拠は説得的ではあるが、監査人が誠実に行動したことについて必ずしも確証するものではなかったと結論付けた (pp. 148-149)。

他の研究は、監査基準への準拠が裁判においてどのような機能を持つかについて検討している。Constantinides (1990) は、Maduff Mortgage 社事件の1989年の控訴審は、専門家基準は(裁判の)証拠としての機能のみを果たすべきであるという信念を表明したと結論付けている (pp. 1363-1364)。Calderon and Kowal (1997) は、裁判所が監査基準は会計士の注意の基準を決め

るのには有用だが、(民事上の責任を)コントロールするわけではないという結論に達したことを指摘している (p. 439)。Neltner (1993) も同様に、監査人が監査基準に準拠していても法的責任をコントロールできるわけではないことを指摘している (p. 672)。

また、監査基準によって監査人のコントロールできない理由として、「監査基準を誰が作成したか」という点に着目する研究もある。Constantinides (1990) は、Maduff Mortgage 社事件の裁判所が、被告の請求の通り、米国公認会計士協会 (The American Institute of Certified Public Accountants: 以下 AICPA) の監査基準に基づくように陪審に説示することを拒否した事実審裁判所を支持したことを指摘した。同論文では、この理由を、AICPA の監査基準は、「裁判所や立法府によってではなく、会計専門職によって開発されたものである」からだと言っている (pp. 1363-1364)。Dodd (1991) も、裁判所や立法府ではなく会計専門職によって開発された AICPA 基準は(裁判上の)証拠となるが、(民事上の責任を)コントロールすることはできない (not controlling) と結論付けている (p. 918)。DeFusco et al. (1996) は、監査を実施するにあたり、専門職基準には、AICPA によって開発された会計基準および監査基準を含んでいるが、会計専門職で開発された基準への準拠は、正当な注意の強力な(裁判上の)証拠であるとされてきたものの、それらへの準拠は(民事上の責任を)コントロールできないと指摘した。さらに、議会と裁判所だけが、コントロール可能な基準 (controlling standards) を定めることができると主張した (pp. 10-11, p. 17)。

さらに、法的注意義務とはいかなるものを指すかについての研究もある。Causey and Causey (1991) は、Maduff Mortgage 社事件において、専門職基準が(裁判上の)証拠となるというだけで、要求される注意義務の水準は陪審にとっ

ての事実問題に過ぎない点を指摘している (p. 16)。Blasing (1991) は、「最近の会計士が責任を問われた事例」として Maduff Mortgage 社事件を検討した。同論文は、監査人が要求される法的注意義務は、AICPA によって開発された監査基準および会計基準への単なる準拠を超えて、これを包含していると裁判所が判決を下したと強調している (p. 501)。

これに対して、Pearson (2005) は、監査基準の有用性に焦点を当てている。同論文は、法的効力 (legal effect) のない専門職基準が、アカウントビリティの法的な基準を決定的に定義するものではないとしながらも、専門職基準は、たとえ判例において (民事上の責任を) コントロールできなかったとしても、裁判官や陪審によって適切な専門職の注意の基準 (standard of professional care) を決定するために通常考慮されると指摘している (p. 89)。

(2) Maduff Mortgage 事件に対する社会の反応

Wall Street Journal は、1996年12月24日の私的証券訴訟改革法 (Private Securities Litigation Reform Act, 以下、PSLR 法) についての記事の中で、Maduff Mortgage 社事件について以下のように述べている。

「監査人たちは、法律によって要求されているが、違法行為を検出するために何をすべきか分からず混乱している。監査人は連邦規則に従わなければならないが、AICPA に所属する会員たちは、協会の規則にも従う倫理的義務がある。McDonnell 氏は、「もし監査人が AICPA 基準に従っていても不正行為を見逃しているのであれば、当該監査人は訴訟から保護されていると主張することができる」と指摘する。

しかし、1989年に Oregon 州の控訴裁判所が出した裁定では、Deloitte Haskins & Sells 事務所の監査人は、AICPA 基準による保護を受けられないとし

ている。現在は倒産した Maduff Mortgage 社は、監査人が Portland の建設業者 Macal 開発という借手の不正行為 (fraudulent activity) を検出できなかったことを証明したことで、会計事務所を相手取った訴訟で勝訴した。」

Patrick McDonnell 氏は、Coopers & Lybrand の Business Assurance Services 副会長であり、本研究が問題としているような「監査基準を含んだ職業的専門家としての正当な注意を行使してさえいれば、法的注意義務は遂行される」との意見は当時の監査専門職の多くが考えていたことだと推測できる。しかしながら、本事件の判決は、上記の記事の引用のように当時の監査人にとって当惑するものであったことが分かる。

3. Maduff Mortgage 社事件の内容

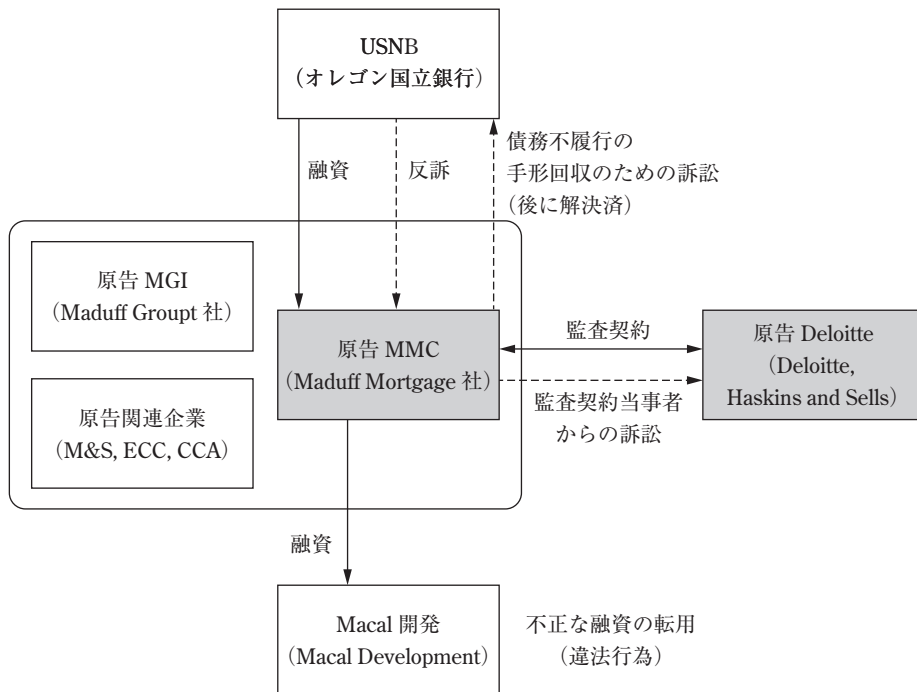
(1) 裁判の経緯と事例研究の対象

この事案は、Maduff Mortgage 社が同社の取引銀行であった United States National Bank of Oregon (以下、USNB) から、債務不履行の手形を回収するために訴えられたことから始まった。Maduff Mortgage 社と親会社である Maduff Group 社 (MGI) とその関連企業である Maduff & Sons, Inc. (以下、M & S), Eastern Capital Corp. (以下、ECC), および Commodity Correspondents Association, Inc. (以下、CCA) は、この訴訟に対応し、USNB に対して反訴した。USNB と Maduff Mortgage 社との間のすべての請求が解決され、裁判所は ORCP 67B に従って部分的な最終判決を下した。

その後、Maduff Mortgage 社は、監査事務所である Deloitte Haskins & Sells 事務所 (Deloitte 事務所) に対する請求を行った。原告 Maduff Mortgage 社と被告 Deloitte 事務所の間でのみ裁判は続いた (図表 2 を参照されたい)。

事例データは、先行研究を手がかりとして Lexis Nexis Academic, Lexis Advance から得た。

図表 2 Maduff Mortgage 社事件の概要



(出所) 筆者作成

入手した資料は、Maduff Mortgage 社事件の1989年の控訴審裁判所の判決⁽²⁾、1990年の最高裁判所の判決⁽³⁾、の判例である⁽⁴⁾。本論文では、横領事件および1989年と1990年の一連の訴訟をMaduff Mortgage 社事件と呼ぶ。Maduff Mortgage 社事件は、監査契約の当事者に対する責任が監査人の過失により問われたコモン・ロー上の判例である。

(2) Maduff Mortgage 社の事業と従業員による横領

〈Maduff Mortgage 社の事業〉

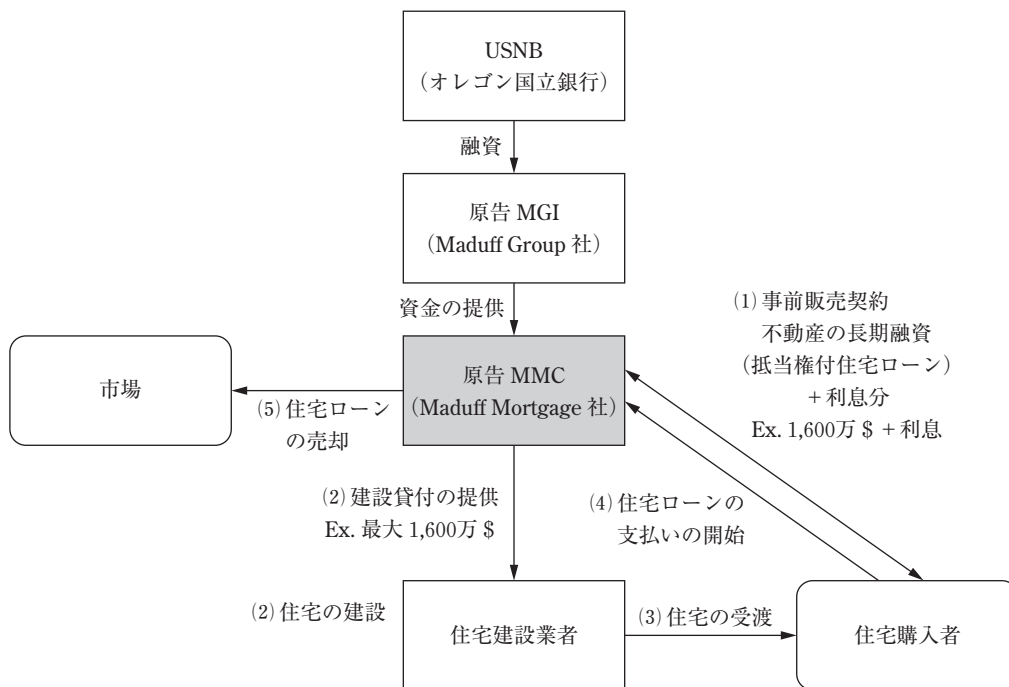
Maduff Mortgage 社は、シカゴに本拠を置く MGI の子会社であり、M & S, CCA, EEC の 3 つの商品仲介業者も所有していた。Maduff Mortgage 社の事業は、以下のように説明することができる (図表 3 を参照されたい)。

(1) Maduff Mortgage 社は、多くの場合、購

入予定の買い手に対して完成したときに住宅を購入することを約束する「事前販売契約」を結ぶように要求した。

- (2) 親会社の MGI が保証している USNB の融資枠を利用して、Maduff Mortgage 社は住宅建設業者に建設貸付 (construction loans) を提供。Maduff Mortgage 社は、建設の進捗状況に応じて建設資金を支払う。Maduff Mortgage 社の方針では、建設が完了した場合の住宅の期待価値の最大 80% を貸し出し、財産の信託証書 (trust deed) で融資を保証。住宅建設業者は住宅の建設を開始。
- (3) 建設が完了・受渡。
- (4) Maduff Mortgage 社は購入者に不動産の長期融資を行い、抵当権付き住宅ローンの収益は建設融資の支払いにあてられる。
- (5) Maduff Mortgage 社は、住宅ローンを売

図表3 Maduff Mortgage 社の事業



(出所) 筆者作成

却する。

以上の Maduff Mortgage 社の事業に関する取引を仕訳例で示すと以下のように考えられる。

(単位：\$)

	借方	金額	貸方	金額
(1)	不動産担保債権	1,600万	不動産引渡債務	1,600万
(2)	不動産引渡債務	800万	当座預金	800万
(3)	仕訳なし			
(4)	現金	500万	不動産担保債権 受取利息	400万 100万
(5)	現金	1,600万	不動産担保債権 債権売却益	1,200万 300万

出所：筆者作成

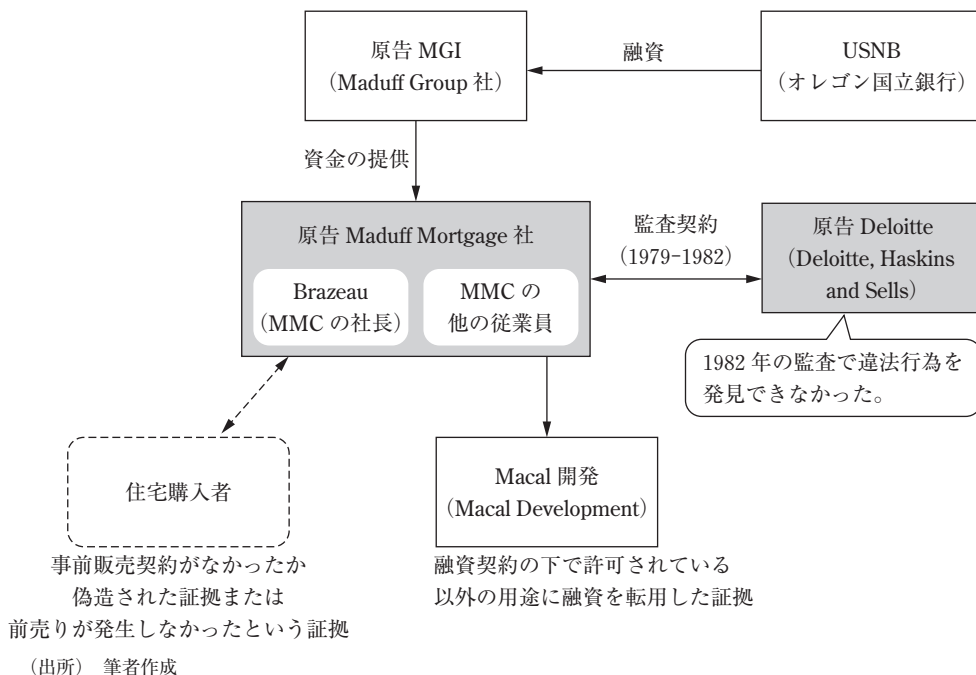
〈Maduff Mortgage 社事件における横領〉

1981年、Maduff Mortgage 社はポートランドの建設業者である Macal 開発（以下、Macal）に融資を開始した。

1982年9月30日までに、Macal への Maduff Mortgage 社の建設貸付の多くが超過支出（over-disbursed）された。Macal が融資契約の下で許可されている以外の用途に融資を転用した証拠、および事前販売契約がなかったか偽造された証拠または事前販売契約が発生しなかったという証拠が確認された。これらの違法行為に責任を負う Macal の主犯は、Brazeau (Maduff Mortgage 社の社長) であり、Maduff Mortgage 社の他の従業員によって支援されたという証拠もあった。

Deloitte 事務所は、1979年9月30日から1982年9月までの Maduff Mortgage 社の財務諸表を監査し、監査報告を提出した。Maduff 社に

図表4 Maduff Mortgage 社事件における横領



よれば、Deloitte 事務所が1982年の監査で Macal のローンの違法行為を発見していたならば、その損失は最小限に抑えられていたとしている。Maduff Mortgage 社が1983年5月に問題を認識するまでに、状況は回復不可能であり、Maduff Mortgage 社はその後廃業に追いやられた (図表4を参照されたい)。

〈当時の監査基準における要求事項〉

米国監査基準書 (Statements on Auditing Standards: 以下, SAS) 第16号「独立監査人の不正および誤謬の発見に対する監査人の責任」は1977年に公表されており、当時 Maduff Mortgage 社の監査を実施していた Deloitte 事務所も同基準書に準拠する必要がある。

この SAS 第16号は、一般に認められた監査基準に従って財務諸表の監査を行う際の誤謬と不正の発見に対する監査人の責任について規定していた。同基準書は、一般に認められた監査基準に基づく監査人の財務諸表監査の目的が、

財務諸表が一般に認められた会計原則に継続的に準拠して会社の財政状態、経営成績並びに財政状態の変動を適切に表示しているか否かについての意見を表明であると規定している。

さらに、SAS 第16号は、監査人が、一般に認められた監査基準のもとで、監査プロセス固有の限界を超えない範囲で財務諸表に重要な影響を及ぼす誤謬または不正を調査するための監査を計画することの責任を負い、かつ、そのような監査を行うに当たって職業的専門家としての技量を発揮し注意を払うことの責任を負うことを規定したうえで、財務諸表監査の実施と報告について、以下のように規定していた。

「重要な誤謬もしくは、不正の発見は、通常、財務諸表に対する意見を表明するために、監査人が当該事情のもとで必要と判断する監査手続を実施することによって行われる。もし監査の結果、重要な誤謬や不正が存在している可能性があると思われる場合には、監査手続をさらに拡大しなければならない。

標準監査報告書は、財務諸表全体としては誤謬もしくは不正による重大な虚偽記載はない、との監査人の信念を暗黙的に示すものである」(1項、強調は筆者による)。

4. Maduff Mortgage 社事件判決における注意義務

(1) Deloitte 事務所の監査基準の機能についての主張

本節では、Maduff Mortgage 社事件の控訴審判決において監査人の注意義務がどのように判示されたかを検討する。そこで本項は、事実審判決の内容と控訴審における Deloitte 事務所の監査基準の機能についての主張を示す。事実審において、裁判所は陪審に以下のように説示していた。

「監査業務を実施するために雇用された会計監査人は、一般に認められた監査基準 (GAAS) を採用する米国における慎重な会計士によって一般的に行われている注意、技能、勤勉さを発揮する必要がある。」

このように裁判所は米国における監査専門職団体が監査基準を規定していることを示した。さらに、裁判所は以下のように監査人の責任について説明した。

「監査済財務諸表が会社の財政状態を適正に示しているという会計士の意見は、意見にすぎない。そのような言明 (statement) が会社の財務状況を正確に反映していることは、品質保証または結果の保証ではない。法は、意見を述べるにあたって、会計士は慎重な会計士によって一般的に実施される注意、技能、勤勉さを行使することだけを要求している。」

以上のように、裁判所は、事実審において監査人が絶対的な保証を負っていないということを説示に含めた。また、不法行為法における

「合理的な注意」を果たす義務があることを説示した。しかしながら、監査基準への準拠自体が注意義務の行使を示すものとは説明しなかった。

これに対して、Deloitte 事務所は、事実審の陪審に対する説示において裁判所が監査基準を注意義務の水準を示すものとして説明していないと主張した⁽⁵⁾。Deloitte 事務所は、事実審裁判所が、不正を発見する監査人の責任について要求事項を教えることに失敗したと指摘した。Deloitte 事務所が要求した以下のような説示では、監査人は一般に認められた監査基準に準拠することに失敗した場合を除いて、不正の検出に失敗した場合でも責任を負わないと主張している。

「通常の監査は、原告の経営者による不正や虚偽表示が発見されるであろうことを保証する目的では信頼できない。不正が発生し被告が発見しなかったことが判明した場合でも、被告は保険者でも保証人でもない (ことに注意されたい)。(ただし) 被告が一般に認められた監査基準に準拠していなかったことがそのような失敗を明確に引き起こしている場合には、被告は不正の検出の失敗に責任を負う。事後的な不正の発覚自体は、被告の検査に過失があったことを意味するものではない。」

つまり、Deloitte 事務所は、AICPA によって公表された基準こそが監査基準であり、監査人の監査はその監査基準に照らし合わせて評価されるべきであると指摘した。そして、(Deloitte 事務所が) 要求した説示には、それらの基準が組み込まれていたが、実際の事実案には含まれていなかったと主張し、また不正の検出を含む他の AICPA 基準も陪審の説示に含めるよう要請した。これに対して、裁判所は、監査基準を(裁判上の) 証拠として認めたが、これを注意義務そのものとして扱う説示を行わなかった。

Deloitte 事務所は、それらの基準に関する説

示なしに、Deloitte 事務所が発見しなかった不正があったという発見事項が必ずしも監査が不適切であることを意味しないということを陪審が理解しないだろうと主張し、控訴した。

(2) Maduff Mortgage 社に対する控訴審裁判所による反論

前項では、Deloitte 事務所の監査基準に対する考え方について述べた。つまり、同事務所は監査基準に準拠してさえいれば監査人が注意義務違反を問われるべきではないという主張を行った。本項では、これに対する控訴審裁判所の決定に焦点を当てる。

Maduff Mortgage 社は、AICPA 基準への準拠は（裁判上の）証拠となるだけであることを主張し、これに控訴審裁判所も同意した。控訴審裁判所は、以下のように判事した。

「AICPA 基準は、裁判所や立法府によってではなく、会計専門職自身が開発した原則と手続である。AICPA 基準は、陪審が監査人の注意の基準を決定する際に有用かもしれないが、それらは（民事上の責任を）コントロールできない。監査を実施する際に被告によって行使されることが要求される注意、技能、勤勉さの程度は、他の専門家のための他の分野と同様、陪審にとっては事実問題である。」

一般に、過失の判断に際し、陪審が担う役割は次の3点である（樋口2009, p. 95）⁽⁶⁾。

- ① 主張されている過失の事実の有無の認定
- ② 証人の信用性の判断
- ③ 通常人基準等の基準を自らが認定した事実
に適用し、それが過失にあたるか否かの判断
をすること

本判例では、監査人の過失（注意、技能）の有無は「事実問題である」と表現された。これが意味するところは、陪審の役割が純粋に事実

の認定ばかりでなく、過失と評価できるか否かの評価（価値判断）にも及ぶということである。

(3) Deloitte 事務所の他の主張と裁判の結果 〈Deloitte 事務所の他の主張〉

最後に本項では、補足として Deloitte 事務所が説示に対する上訴理由以外の上訴事由について説明するとともに、裁判の結果について示す。

Deloitte 事務所は、Maduff Mortgage 社、取締役、および従業員も過失を犯したため、寄与過失の額についての説示を事実審裁判所が怠ったと主張した。これに対して、控訴審裁判所は、寄付過失の説示は、Maduff Mortgage 社の過失であるかどうかを判断する際に、すべての Maduff Mortgage 社の雇用者および取締役の行動を検討する目的において適切であったと結論付けた。結果として、事実審裁判所は説示をすることに失敗したような誤ちをしなかったとされた。

また、Deloitte 事務所は、保険業者の信用保険による回復額との相殺を求めた。この要求は認められなかったが、不動産鑑定人との賠償との相殺が認められた。

〈裁判の結果〉

裁判所は、Deloitte 事務所の主張した過失が Maduff Mortgage 社と MGI に多くの損害⁽⁷⁾を引き起こしたと指摘した。さらに、裁判所は Maduff Mortgage 社、MGI、および M&S は、資産の損失と毀損により損害を受けたことを指摘した。また、裁判所は、Maduff Mortgage 社の借入先の多くは返済を行っておらず、ローンを返済することもできず、担保も債務者の債務を弁済するには不十分であったと結論付けた。

控訴審では、Deloitte 事務所に対して、Maduff Mortgage 社への支払いを669,642ドルから941,240ドルに、MGIへの支払いを

1,056,982ドルから1,275,000ドルに増額する修正判決が下された。

5. 小 括

本稿では、監査基準に準拠しても注意義務違反を裁判所が認めることはあるかについて検討することを目的としていた。この問題について Maduff Mortgage 社事件の控訴審は、監査基準への準拠は（裁判上の有力な）証拠になるが、それは注意義務違反がないことについて保証するものではないことを指摘していた。つまり、裁判所は、監査基準に準拠しても注意義務違反を認める可能性があることを示した。

Maduff Mortgage 社事件においては、「監査基準に準拠していないときのみ監査人に注意義務違反が認められる」旨の説示がなかったことを争った「法律問題」について争われた。控訴審裁判所は、注意義務違反を認定する際の本質は「事実問題」であり、それは陪審員に委ねられていることを指摘した。

本稿では、控訴審における「法律問題」についての判決から監査基準の法的な有効性について検討した。ただし、具体的に Deloitte 事務所にどのような注意義務違反があったかについては事実審裁判所で行われたために判例データがなく、検討できなかった点で限界がある点に注意されたい。

（謝辞）

本研究は、JSPS 科研費 JP20K13661の助成を受けたものです。

注(1) 日本における先行研究では、職業的専門家としての正当な注意を超える法的な注意義務は要求されないという立場を消極的に支持してきた。弥永（2018）では、日本における監査基準に言及があった19の判例を分析し、監査基準等はこれまでのところセーフ・ハーバーとして機能してきたと結論付けている（pp. 47-48）。鳥羽他（2015）では、限られた範囲の文献と米国連邦証券諸法の枠内ではあるが、監査人の法的

責任はこれまでのところ監査基準に照らして判断されてきたと結論付けている。そこで、本論文では、証券諸法関連以外の判例である米国のコモン・ローの判例を検討している。

- (2) COURT OF APPEALS OF OREGON, December 12, 1988, Argued and submitted September 13, 1989: 98 Ore. App. 497; 779 p. 2d 1083; 1989 Ore. App. LEXIS 1416. 控訴裁判所（court of appeals）とは、アメリカの連邦および半数の州における中間上訴裁判所（intermediate appellate court）の名称である。
- (3) SUPREME COURT OF OREGON, February 8, 1990: 309 Ore. 323; 787 p. 2d 484; 1990 Ore. LEXIS 23. 最高裁判所（supreme court）とは、オレゴン州を含む多くの州における最上級裁判所（p. 830）。英米法では、上告と控訴を区別せず、判決に不服がある場合に上級の裁判所に申し立てることを上訴（appeal）と呼ぶ。したがって、控訴裁判所と州最高裁判所が上訴審裁判所となる。上訴審裁判所が審査するのは法律問題に限られ、陪審の事実認定については合理的である限り、上訴審裁判所は覆さない（丸山 2013, p. 99）。
- (4) 事実審裁判所の判決は、入手できなかった（Appeal from Circuit Court, Multnomah County）。オレゴン州を含む1/3強の州における通例一般的管轄権を持つ事実審裁判所である巡回裁判所（Circuit Court）で行われた。
- (5) 説示について法律で規定されている事柄についての陪審へ説明する文案は、両当事者の弁護人に起案させ、それを参考にして裁判官が作成することが多い。この説示に不満な当事者（本件では、Deloitte）は異議を申し立てておく。いかなる説示が行われたかは（控訴審で争われる）法律問題であり、（本件のように）上訴の大きな理由となっている（樋口 2009, p. 19）。
- (6) 他方、過失の判断に際し、裁判官の担う役割も大きく、以下のようにさまざまである（樋口 2009, p. 95）。
 - ① 過失の判断について法律上の基準（通常人基準）を明らかにすること
 - ② （裁判上の）証拠の採否について判断すること
 - ③ 立証責任を負う当事者が立証責任を尽くしたか否かを判断すること
 - ④ 陪審を新たに選任して再審理を命ずること
 - ⑤ 陪審に説示を行うこと
- (7) 具体的に裁判所は、借入能力の低下と信用の

喪失, 企業の評判やのれんへの損失, 顧客やビジネスチャンスの喪失, 人的資源の喪失, 経営資源の損失・流用, 利益の損失, 費用の増加, 経営管理に対する負担の増加といった損害を指摘している。

参考文献 (日本語)

- 川端千暁 (2018) 「監査人の法的責任と監査基準の関係: Robert Wooller 社事件の事例研究」, 『会計』 193 (3), 346-356。
- 川端千暁 (2018) 「『職業的専門家としての正当な注意』概念の成立過程の研究: 米国における19世紀末から1961年までの展開」, 『商学論究』 66 (1), 53-72。
- 田中英夫 (2012) 『英米法辞典』 東京大学出版。
- 鳥羽至英, 秋月信二, 永見尊, 福川裕徳 (2015) 『財務諸表監査』 国元書房。
- 樋口範雄 (2009) 『アメリカ不法行為法』 弘文堂。
- 弥永真生 (2018) 「裁判例における監査基準」, 『会計・監査ジャーナル』 30 (10), pp. 44-48。

参考文献 (英語)

- American Institute of Certified Public Accountant (AICPA) (1977). Statement on Auditing Standards No. 16, The Independent Auditor's Responsibility for the detection of errors or irregularities, AICPA.
- Blaising, J.S. (1991). Are the Accountants Accountable: Auditor Liability in the Savings and Loan Crisis. *Ind. L. Rev.*, 25, 475.
- Buckless, F.A., & Peace, R.L. (1993). The influence of the source of professional standards on juror decision making. *Accounting Review*, 164-175.
- Calderon, J., & Kowal, R. (1997). Auditors Whistle an Unhappy Tune. *Denv. UL Rev.*, 75, 419
- Causey, D.Y., & Causey, S.A. (1991). The Accounting Profession in the Courts. *Miss. CL Rev.*, 12, 7.
- Constantinides, C.A. (1990). Professional ethics codes in court: redefining the social contract between the public and the professions. *Ga. L. Rev.*, 25, 1327.
- Cox, J.D. (2003). Reforming the culture of financial reporting: The PCAOB and the metrics for accounting measurements. *Wash. ULQ*, 81, 301.
- DeFusco, R., Shoemaker, P., & Stara, N. (1996). Controlling the moral hazard created by limiting liability. *Journal of Applied Business Research*, 12, 9-19.
- Dodd, T.M. (1991). Accounting malpractice and contributory negligence: Justifying disparate treatment based upon the auditor's unique role. *Geo. LJ*, 80, 909.
- Frank, K.E., Jordan Lowe, D., & Smith, J.K. (2001). The expectation gap: Perceptual differences between auditors, jurors and students. *Managerial Auditing Journal*, 16 (3), 145-150.
- Neltner, M.M. (1993). Government Scapegoating, Duty to Disclosure, and the S & (and) L Crisis: Can Lawyers and Accountants Avoid Liability in the Savings and Loan Wilderness. *U. Cin. L. Rev.*, 62, 655.
- Pearson, T.C. (2005). Creating Accountability: Increased legal status of accounting and auditing authorities in the global capital markets (US and EU). *NCJ Int'l L. & Com. Reg.*, 31, 65.
- Porter, B. (2014). The audit expectation gap: A persistent but changing phenomenon. In *The Routledge Companion to Auditing* (pp. 65-75). Routledge.
- Prillaman, A.T. (1993). Countering Unrealistic Expectations: Limiting Auditors' Liability to Investors. *Duq. L. Rev.*, 32, 849.
- Sinacori, W.A. (1993). *Bily v. Arthur Young & (and) Co.*: An Unnecessary Return to Privity in Cases of Auditor Negligence. *Hofstra Prop. LJ*, 6, 243.